

転入された皆さまへ

初めまして、岡崎市です。よろしくお願いいたします。

転入届がお済みになりましたら、以下の事項に該当する方はお手数ですが各担当課で手続きをお願いします。

＜各種手続きに必要な書類＞

○申請者の本人確認書類

岡崎市の市外局番

☎0564-〇〇-〇〇〇〇

制度	手続き	担当課 電話番号
印鑑登録	前住所地の登録は無効になります。岡崎市の印鑑登録を希望の方は手続きが必要です。登録者本人が、官公署発行の「顔写真付き」の身分証及び登録希望の印鑑をお持ちいただき、適正と判断した申請の場合のみ、印鑑登録証を即日交付いたします。	市民課 東庁舎1階⑤ 23-6132
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	前住所地で使用していたマイナンバーカード又は住民基本台帳カードは継続利用の手続きをすることで引き続き御利用いただくことができます。継続利用を希望する場合は、 異動日から14日以内 に手続きを行ってください(数字4桁の暗証番号の入力有)。 ※転入の届出日からカード継続利用の手続きをすることなく90日を経過したり、転出したときは、カードが廃止となるため返納していただきます。	市民課 東庁舎1階⑧ 23-6800
署名用電子証明書 (マイナンバーカードに搭載)	署名用電子証明書は住所変更により失効します。引き続き利用を希望の場合は再度発行の手続きをしてください(英数字6～16文字の暗証番号の入力が必要です)。	
国民健康保険	前住所地で国民健康保険に加入していた方は、岡崎市でも引き続き国民健康保険への加入手続きが必要となります。また、転入時に社会保険等が喪失される方で、どこ保険にも加入されない場合は、国民健康保険への加入手続きが必要となります。手続きに必要な持ち物については、お問合せください。	国保年金課 東庁舎1階⑩ 23-6167
国民年金	国民年金1号に加入中の方は年金情報の把握が必要なため窓口へお越しください。 ※海外在住中任意加入をされていた方は手続きが必要です。	国保年金課 東庁舎1階⑩ 23-6171
後期高齢者医療	前住所地で使用していた被保険者証の変更または資格取得の手続きをしてください。必要な持ち物など詳しくは担当にお問合せください。	医療助成室 東庁舎1階⑪ 23-6841
障がい者医療費助成 子ども医療費助成 母子家庭等医療費助成 後期高齢者福祉医療費助成	保険診療による医療費の一部負担金を助成します。 医療助成制度ごとに対象となる方・手続きに必要な持ち物が異なります。 詳しくは担当にお問合せください。	医療助成室 東庁舎1階⑪ 23-6148
児童手当 遺児手当 児童扶養手当	児童手当は18歳以下(18歳到達後最初の年度末まで)の児童を養育している方が対象です。 転出証明書の 異動日から15日以内 に申請してください。 遺児手当と児童扶養手当は18歳以下(18歳到達後最初の年度末まで)の児童を養育しているひとり親の方が対象です。	子育て支援室 東庁舎1階⑫ 23-6628 23-6150
子育て家庭優待事業 「はぐみんカード」	18歳未満の子どもがいる子育て家庭または妊娠中の方で、はぐみんカードをお持ちでない方に、配付します。対象者であることがわかるもの(健康保険証、医療受給者証、母子健康手帳など)を持参してください。	こども育成課 福祉会館3階 23-6820
身体障がい者手帳 療育手帳	お持ちの手帳に新住所を記載しますので、住所変更の手続きをしてください。	障がい福祉課 福祉会館1階⑰ 23-6113
福祉扶助料・ 特別児童扶養手当等	手当の申請が必要です(手帳の等級・年齢制限・所得制限により受給できないことがあります)。本人名義の通帳を御持参ください。特別児童扶養手当を受給中の方は手当証書を御持参ください。	
障がい福祉サービス 地域生活支援事業 児童通所支援	岡崎市で障がい福祉サービス等を希望する方は新たに申請が必要です。 (前住所地での障がい福祉サービス受給者証等をお持ちの方は御持参ください。)	障がい福祉課 福祉会館1階⑰ 23-6853
介護保険	転出された市町村で要介護認定・要支援認定を受けていた方は、 転入日から必ず14日以内 に申請が必要です(介護保険受給資格証明書をお持ちの方は添付)。申請が遅れた場合は、保険給付が受けられない場合があります。	介護保険課 福祉会館1階⑱ 23-6683

* 裏面も御覧ください *

制度	手続き	担当課 電話番号
精神障害者保健福祉手帳	持ち物は、個々の状況により異なりますので、障がい福祉課にお問合せください。	障がい福祉課 福祉会館1階⑰ 23-6180
自立支援医療費 (精神通院・育成医療)		
特定医療費 特定疾患医療費給付事業 先天性血液凝固因子障害 等治療研究事業		
未熟児養育医療	事前に御連絡ください。持ち物について御案内いたします。	家庭児童課 福祉会館3階 23-7683
妊産婦・乳児健康診査 受診票	前住所地で交付された妊産婦・乳児健康診査受診票と母子健康手帳を持って、お越しください。岡崎市の受診票と交換します。	
母子健康手帳	前住所地で交付された母子健康手帳を引き続き御利用ください。	
出産子育て応援金	令和5年1月1日以降に海外で日本国籍を有する子どもを出産し養育しているかたは、担当にお問合せください。	
軽自動車・バイク等	軽自動車・バイク等を所有されている方は、車検証の書換えやナンバープレートの変更などの手続きが必要です。詳しくは、担当にお問合せください。	市民税課 東庁舎3階 23-6075
小児慢性特定疾病医療費	事前に御連絡ください。持ち物について御案内いたします。	保健所 (岡崎げんき館) 2階総合受付 23-6179
B型・C型肝炎患者医療給付事業	事前に御連絡ください。持ち物について御案内いたします。	
がん検診等受診券	20歳以上女性及び40歳以上男性でがん検診の受診を希望される場合は、担当にお問合せください。	
子宮頸がん検診・ 乳がん検診無料クーポン券	転出された市町村で交付された無料クーポン券を持って、保健所へお越しください。 (手続き後1か月程度で、岡崎市の無料クーポン券を郵送します。)	
乳幼児健康診査 (4か月児、1歳6か月児、3歳児)	対象の健康診査の1か月前には受診票を郵送しています。郵送日以降の転入の場合は、御連絡ください。お急ぎの方は母子健康手帳を持って保健所へお越しください。	
予防接種	18歳未満の方:転入後、「予防接種等調査票」を送付しますので、記入し、返送してください。 それに基づいて接種券を送付します。お急ぎの方は母子健康手帳を持って保健所へお越しください。 ※風しん等5期(一部の成人男性対象)、高齢者の肺炎球菌ワクチン・インフルエンザの予防接種についてはお問合せください。 ※転入日からは岡崎市発行の接種券・クーポンがないと助成を受けられませんのでご注意ください。	
被爆者健康手帳	被爆者健康手帳(又は健康診断受診者証)、住民票の写しを持って保健所へお越しください。	
犬の登録	犬の登録の住所変更は担当にお問合せください。	動物総合センター (東公園内)27-0444
小中学生	転入前の在籍校から受け取った「在学証明書」等の書類と、本市転入時に市民課窓口で受け取った「入学指定通知書」を持参し、入学指定校で手続きをしてください。	教)学校指導課 福祉会館4階 23-6425
水道・下水道	水道・下水道の使用は電話・FAX・電子申請いずれかの方法にてお申し込みください。 (電子申請は市のホームページから)	上下水道部サービス課 西庁舎6階 TEL:23-6350 FAX:23-8130
農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設の使用は直接お問合せください。	
浄化槽	直接お問合せください。	廃棄物対策課 福祉会館5階 23-6871

メールでのお問合せは、岡崎市ホームページ各担当課の「メールフォーム」を御利用ください。

令和6年9月

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市役所 市民安全部 市民課 届出窓口係
TEL: 0564-23-6129
FAX: 0564-27-1158